



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道農村社会における普及事業の展開と生活改良普及員の実践活動
Author(s)	小内, 純子
Citation	フロンティア農業経済研究, 23(2), 18-34
Issue Date	2021-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/83084
Type	journal article
File Information	23(2)_03_ONAI.pdf



北海道農村社会における普及事業の展開と生活改良普及員の実践活動

札幌学院大学 小 内 純 子*

The Development of Extension Services for Improving Home Life and the Activities of Home-Life Extension Workers in Rural Hokkaido

Junko ONAI*

Sapporo Gakuin University

Summary

In this paper, we first examine the role of home-life extension workers, namely, local government officers who had instructed households on improving their living standards in rural areas of Hokkaido through an analysis of their activities. We subsequently attempt to determine the losses for rural communities that resulted from the abolition of the system of home-life extension services in the early 1990s.

The study period examined in this paper was divided into four sub-periods, each of which was separately analyzed. The following findings of the analysis shed light on the question of the role of home-life extension workers. First, component activities of the home-life improvement extension service contributed to raising the living standards and status of women in rural areas of Hokkaido through a focus on farmers thinking and acting independently and on collective activities that led to their growth. Second, the impacts of these activities, especially those that promoted improvements in dietary habits, can be linked to the present-day entrepreneurship of female farmers. Third, the development of life-improvement groups and their interactions ultimately fostered networking activities among female farmers that are now apparent throughout Hokkaido. Fourth, during the third sub-period of the study, characterized by the declining importance attached to home-life extension workers, there was an emphasis on responding to external policy-related issues and efforts to grasp home-life issues as a totality diminished. Our findings relating to the second question of losses incurred within rural communities revealed that, with the termination of the system of home-life extension services in the 1990s, the functions of community organizers, which had been augmented over the years when they had been active, faced erasure.

* Corresponding author : onai@sgu.ac.jp

I 本論の課題と分析の方法

1. 本論の課題

本論の課題は、第1に、北海道における普及事業とその下で展開されてきた生活改良普及員の実践活動を追うことを通して、生活改良普及員が北海道農村社会で担ってきた役割について検証すること、第2に、1990年代前半の制度改革により生活改良普及員制度が廃止されることによって農村社会が失ったものは何であったのかを、現時点で改めて問うてみることを、以上の2つの点にある。

2. 先行研究の検討

まず初めに、これまでの生活改良普及事業に対する先行研究の検討を行う。これまでの生活改良普及事業に関する研究は、主に次の3つに分類することができる。

3つのうち2つは、1995年に発表された市田の2つの論稿の流れをそれぞれ汲むものである。1つは、市田[6]で、それは制度導入期（昭和20年代）の理念が高度経済成長期以降どのように変化したのかに注目した論稿である。戦後初期の段階に農林省が掲げた「生活改善の理念」にはGHQの意向が色濃く反映されており、アメリカでの生活経験がある大森松代生活改善課長を中心に、「衣食住に焦点を当てた生活技術の普及、そして婦人解放、民主主義を最大限に尊重した生活改善実行グループという手段によって」遂行されていく^{注1)}。その過程で、戦前にみられた集団主義は否定され、「個」を重視し「考える農民」を育てることが目指された。

しかし、高度経済成長期を通じて次第に農家の生活水準が上昇してくると、「生活改善」という活動の意義そのものが問われるようになってくる。そうした状況のなかで、理念においても、「生活全体のバランス、それも個々の農家ではなく地域という広がりの中でのバランス」が中心に据えら

れるようになり、「生活改善課も現場の生改も日本の行政システムに『同化』していく」ことになると指摘される^{注2)}。

この市田の研究成果は、特に、初期段階のGHQの意向を汲んだ農林省の生活改善に関する理念が、地方自治体(県)で実際にどのように受容され実践されたのかを明らかにするという第1の研究課題を生み出していく。すなわち受容のされ方が県によって異なっている事実を、市田[8]と中間・内田[17]が山口県、中間・内田・伊藤[15]が鳥取県、中間・内田[16]が島根県、中間・内田[19]が青森県などを対象に実証的に明らかにしている。そこでは県による受容の違いを生み出すのは、農林省との人的交流の程度や農村の閉鎖性の度合いなどによることが指摘される。

一方、1995年の市田のもうひとつの論稿である市田[7]は、農林省の生活改善課長やその支援者のジェンダー観の分析を通じてその変化に注目したものである。1975年に始まる国際婦人年を契機に農村の女性に関する施策も展開されるようになるなかで、ジェンダー観の変化や女性の地位向上・自立に関する現状把握などをテーマとする第2の研究課題が浮上してくる。

市田は、導入期から高度経済成長期までは、普及事業の重点分野は変化しつつも基本的にはエコロジカル・フェミニズムの立場にたっていたが、国際婦人年以降は外圧の影響を受けてリベラル・フェミニズムの視点の導入が進み、エコロジカル・フェミニズムとリベラル・フェミニズムの共存が目指されていると性格づけた。また、天野[2]は、生活改善事業は女性農業者の地位向上に役立ったのかという問題意識から50年間（戦後～1990年代）の生活改善事業を振り返る。生活改善グループの活動を通じて、女性農業者の能力が育成され、生活に活気をもたらすことに貢献してきたが、「女性農業者の人間らしさを保障していく女性の地位向上についての根本的な解決がなされないままに

現在に至っている」^{注3)}と結論づけている。ジェンダーや女性農業者の社会参加に注目したものとして、他に庄司[25]、辻[28]、菊池[11]、菊池[12]などがある。

そして第3の研究課題としてあげられるのが、生活改良普及事業を総括するというものである。1990年代前半の制度改革によって生活改良普及員制度は終わりを告げ、「生活改善」を掲げた普及活動はそれ以降姿を消すことになる。この段階に至って、これまでの普及事業の変遷と生活改良普及員の活動を振り返り、その存在意義を問い直す試みが行われるようになる。

田部[26]は、昭和20年代から平成初期までの生活改善普及事業の活動の変遷を10年刻みで追い上げ、昭和20、30、40年代の活動に比べ、昭和50、60年代の活動が多様化してくることを指摘している。その実態を阿久津[1]は、栃木県を事例に考察している。また、日本農村生活学会[20]では、編集委員会企画の特集「生活改良普及員の実践を改めて問い直す」が組まれている。これまでの生活改良普及員の活動の意義が若手研究者にきちんと理解されていないという問題意識から企画された座談会で、各地の4人の元生活改良普及員の話題提供とそれを受けた4人の座長による解題が掲載されている。生活改良普及員制度が廃止になる以前に蓄積されてきた「普及の手法」が4人の元生活改良普及員の話題提供によって明らかにされている。

以上の3つの研究課題のなかで、本論は3つ目の課題に位置づくものである。他の2つの研究課題の成果に学びつつ、北海道を舞台に展開された普及事業の変遷と生活改良普及員の活動を、生活改良普及員制度の廃止から30年近く経過した現段階に改めて問い直すことを目指している。

なお、主に用いる資料は、北海道農務部農業改良課など発行の[3][4][5]、北海道農業改良普及協会編『月刊 農家の友』の創刊号(1949年9

月1日)から現在までの冊子、および元生活改良普及員3名(KTさん、KMさん、WTさん)に対するインタビュー結果と彼女らから提供を受けた資料である。

3. 時期区分

本論では、北海道の生活改良普及員の活動を、以下の4つの時期区分に即してみていく。第Ⅰ期は、戦後から1960年代前半で、「貧困との闘いの時期」である。高度経済成長は1950年代半ばから始まるが、北海道の多くの農家が経済的な豊かさを享受できるようになるのは1960年代に入ってからである。第Ⅱ期は、1960年代半ばから1970年代前半で、貧しさからの脱出が進み生活改良普及員の活動分野が広がりを見せる時期である。第Ⅲ期は、1970年代半ばから1990年代前半で、「生活改良普及員不要論との闘いの時期」である。農家の生活水準の上昇とともに生改不要論が登場し次第に強まっていく時期にあたり、こうした動きが生活改良普及員の活動にも大きな影響を与えていくことになる。第Ⅳ期は、1990年代前半から現在までである。生活改良普及員制度が終了し、これまでの活動実績の継承と断絶が進む時期である。

以下では、この時期区分にそって各期の生活改良普及事業の変遷を追って上げていく。

注1) 市田[6]の25-26頁を参照のこと。

注2) 市田[6]の61頁を参照のこと。

注3) 天野[2]の329頁を参照のこと。

Ⅱ 第Ⅰ期：戦後から1960年代前半－貧困との闘い－

1. 戦後直後の農村生活

第Ⅰ期の時代状況の特徴づけるのは「貧困」である。終戦後、北海道には、戦後緊急開拓で1949年までに2万7000戸余が入地したが、5か年で46

%が脱落するような厳しい状況であった。こうした緊急開拓の農家に限らず、全般的に農家の住居は入植の際に建てた掘立小屋が多く、保健衛生状態が悪い状況にあった。食事は澱粉に偏り、たんぱく質、脂肪、ビタミンが不足する状況で、その結果クル病や結核が多発し、乳幼児の死亡率は高かった。また、嫁の地位が低く、孫が生まれると「にくさの腹から、かわいさがでた」などと言われていた。迷信が信じられており、病気になっても素人療法に頼るような状況で、農村社会は暗い雰囲気にも覆われていた。

2. 普及事業の開始と生活改良普及員の配置

このような状況下で普及事業が国の事業としてスタートする。戦後農村民主化3大政策の1つである農業改良助長法が1948年7月に施行され、その第一条には目的として、「この法律は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もって能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする。」ことが掲げられた。農村を民主化することで農法の発達や農業経営の改善を促し、戦後の食糧難に対応していくことが目指された^{注4)}。

これを受けて、北海道でも普及事業が始まる。1948年10月に道庁経済部に農業改良課が新設され、1949年3月に第1回定期資格試験が実施され普及員の選考が行われる。この時合格したのは、農業改良普及員342名に対して、生活改良普及員わずか4名であった。食糧増産が急がれる時期だけに道庁の方針は農業改良普及に重点が置かれており、生活改善は後回しにされていた。こうした傾向は全国的に見られたため、同年12月にGHQから農林大臣に対し、1955年度までに農業改良普及員と

生活改良普及員の割合を5対1にするように指令が出された。なお、普及事業の開始とともに各市町村に農業改良相談所が設置される。これが1958年に北海道農業改良普及所条例が制定された際、農業改良普及所へ名称変更される。

GHQの指令もあり、次第に生活改良普及員の増員がはかられていく。表1にみるように4人からスタートして1952年に60人、1954年に100人となり、10年後の1963年に135人に、さらに第1期の終わり頃には164人にまで増加している。同じころの農業改良普及員は804(定数)であるから農業改良重視であることには変わりはない。なお、生活改良普及員が160人に達する頃までは、その数の不足が顕著であったため、1953年に生活改良普及員の活動を補完する役割を担う生活改善推進員が市町村の非常勤職員として採用されている。その数は、多い時で全道で130人ほどを数え、研修会なども行われていたが、生活改良普及員の増員とともに1960年代半ばには役割を終えている。

表1 生活改良普及員とグループ数の推移

	生活改良 普及員数	グループ数	グループ員数	生改一人当 りグループ数
1949年	4	—	—	—
1952年	60	223	5663	3.7
1954年	100	—	—	—
1963年	135	960	26190	7.1
1965年	164	2014	31488	12.3
1967年	180	1540	31013	8.6
1971年	180	1836	36986	10.2
1973年	180	2234	48160	12.4
1976年	180	2767	58890	15.4
1977年	180	2636	57961	14.6

資料：北海道農業改良普及協会『普及の風雪30年』1979年

3. 普及事業の理念・目的と方法

普及事業の理念(目的)は、GHQの意向を色濃く反映したものであった。生活改善の目的は、①生活の合理化、②農家婦人の地位向上、③農村の民主化にあり、そのためには「考える農民」を育てることの重要性が説かれた。「考える農民」とは、戦前のように国家に言われるままに動くのではなく、自分で考えて行動できるような自立し

た農民を意味していた。また、目的を達成するための手段としては、①進んだ生活技術を取り入れること、②グループの育成に重点をおくこと、③意欲のあるところを重点的に指導する濃密指導方式をとること、などであった。ここでグループというのは、もちろん戦前の国防婦人会のような集団主義的なものではなく、自立した個人から構成されるグループが想定されている。また、濃密指導方式とは、1951年の農林省「農家生活改善の推進方式」で打ち出されたもので、意欲のあるところを重点的に指導し、そこに生活改善グループを育成して普及活動の拠点とし、周囲に波及させる方法のことである。

4. ある生活改良普及員の活動の記録

ここで、具体的事例を通じて第1期の生活改良普及員の活動の様子と生活改善グループの育成の状況を確認しておきたい。取り上げるのは道東の標茶町で30年間生活改良普及員として活動した土田トモエさんの事例である^{注5)}。

土田さんは千島からの引揚げ者で、1947年に標茶町へ転入し、1953年11月、43歳の時に生活改良普及員の発令を受けて釧路支庁標茶改良普及所に勤務する。担当地区は香川県程ある広大な地で、そこに1500戸余りの農家が点在しており、その3分の2が戦後入植農家という地域であった。土田さんは農業改良普及員と行動をともにすることが多く、1つの部落へ行くのに汽車で3つの町村、7つの駅を乗り継いで行き、下車後は道らしきものがないところを、7、8キロも歩いて会場へ向かうような状況であった。日帰りの出来るところは少なく、1ヵ所に行くのに短くて3日はかかるため、農家に泊めてもらいながら活動したという。たどり着くまでは大変だったが、「当時は何1つ娯楽がない時でしたから、月1度の集まりは母さんたちにとって何よりも楽しみであり、骨休みでもあったのでしょう。次回の日程を約束し、待っ

ているよ、と声をかけられると、約束したからには是が非でも出かけなければならないと思ったものです」と当時を振り返る。

「料理講習が一番喜ばれ、材料から調味料、鍋まで背負って指導に出かけた。仕事の内容は、疾病予防のためにも食生活が大切と、手近にある材料を使つての料理実習が主で、皆さんに楽しみながら勉強してもらった。」という。また、当時は事ある毎に各機関が集まって協議しており、普及員の他、社会教育主事、(開拓)保健婦、役場の職員などが協力し合っていた。例えば、結核検診といえは保健所、役場、普及所が協力して対応し、各部落に1週間以上の食糧を用意して、各学校を宿に自炊しながら合宿して対応していた。

加えて、合宿の夜には、職員一同が芸人に早変わりし、バケツ、箒、洗面器、太鼓、なんでも集団のウンパッパ楽団に変身して、農家の人たちに楽しんでもらったという。単に昼間の検診だけでなく、夜に演芸会などを催して農家の人たちに楽しみを提供していたのである。

また、土田さんの普及活動の様子は北海道新聞の記事から窺い知ることができる。1965年2月6日の北海道新聞の記事には以下のような記述がある。「昭和28年の冬から普及員になった土田さんは、まず部落ごとに指導の足場となる主婦のグループをつくり、育ててきた。5～30人ぐらゐの集まり、それがもうほとんどの部落にできて約30。グループごとの指導は能率的という以上に、婦人たちが話し合いの中で自ら新しい生き方に気づいていくので効果が大きかった。絶対に押しつけがましいことは言わない。必要に気づかせて、どうしてもしなくてはという気持ちを持たせてこそやりとげられるのです。」

ここからは先にあげた普及の理念や方法にそつた指導が行われていたことが窺われる。

5. 実践部落の指定と地域濃密指導の推進

以上のように、普及事業はグループ活動中心に展開されていくが、さらに効率よく普及させるために生活改善実践部落の指定が行われた。これは活動が活発な集落を、生活改善実践部落に指定し、そこに指導を集中し成果を上げ、それを周辺に広めていくという方法である。実践部落は、1949年に11、1953年に103が指定されている。後に地域濃密指導と呼ばれるようになる指導方法である。

以下は、『農家の友』に掲載されていた2つの事例である。1つは、1949年に指定された沼田町眞布生活改善実践部落の事例である（『農家の友』1950年7月号）。ここでは生活改良普及員が毎月回ってきて座談会や講習会を開催し、30戸のうち10戸で農家の台所や納屋などの改造が行われている。「生活の中心はなによりもまず台所だと思ひまして、台所の改善にのりだした」という。その他に、栄養改善や冠婚葬祭の簡素化にも取り組んでいる。

もう1つの事例は、1954年に経営改善中核部落に指定された江差町大谷地農事実行組合生活改善実践部落である（『農家の友』1957年4月号）。経営改善のためには生産のみならず生活の改善が必要と「主人達」からの呼びかけがあり、それに呼応するかたちで、1956年3月に生活改善グループが結成された^{注6)}。ここでは、月1回の休業日と例会の実施、食生活改善（野菜の作付、小家畜の飼育、料理技術の習得）などが取り組まれた。

このように実践部落における取組の成果を「見える化」することで他部落に刺激を与え、活動を広げていくことが目指された。

6. 生活改善グループの増加と活動分野の広がり

第Ⅰ期を通じてグループ数は急激に増加する。グループ数は、1952年の223から1965年の2,014に増加、それに伴いグループ員数も、5,663人から31,488へと増加している（前掲表1）。また、グ

ループ活動の内容は、表2にみるように、食生活の改善（保存食、家庭菜園作付計画、小家畜飼育、カルシウム強化味噌など）が最も多く、あとは住生活の改善や保健衛生（家族計画、母子衛生、蚊・蠅・ねずみの駆除など）が多くなっている。

表2 生活改良普及員指導による改善事項

	1954年		1956年	
	実施回数	比率(%)	実施回数	比率(%)
衣生活改善	1537	12.0	1475	11.5
食生活改善	4140	32.2	4522	35.3
住生活改善	2056	16.0	1123	8.8
保健衛生	2001	15.6	1978	15.5
家庭管理	1110	8.6	1627	12.7
その他	2015	15.7	2071	16.2
計	12859	100.0	12796	100.0

資料：北海道『北海道の普及事業－農業改良普及事業10周年－』1959年

このように次第に活動が広がりをみせるようになると、全道の集まりが開催されるようになる。1953年3月に第1回全道農村生活改善実績発表大会（札幌市）が、1958年8月28日に第1回農村生活改善実践促進全道大会（札幌市）が行われている。後者の場合、①農村婦人の労働軽減（100名参加）、②家族関係の民主化（140名参加）、③生活改善グループの進め方（210名参加）の3つの分科会があり、参加人数が最も多いのは、③の活動の進め方についてであった。また、1958年11月には全道組織として全道農村生活改善グループ連絡協議会が結成されている。

以上が生活改善運動の原点ともいえる第1期の普及事業である。初期段階には、大変厳しい環境の中で生活改良普及員の献身的な活動が展開されていった。その労働環境の苛酷さもさることながら、その活動理念が当時としては非常に斬新なものであったことがわかる。「考える農民」を育てるために、個々人の成長が目指され、グループ活動もそのためのものとして位置づけられていた。グループが取り上げる課題も、押し付けるのではなく、グループの人たちが必要と感ずることを重視して決定されていた。農家女性の主体性を重視

し、生活改良普及員はあくまでもサポートするというスタンスがとられており、その意味で、GHQ・農林省が掲げた理念は、北海道の生活改良普及員の活動のなかにも浸透していたとみることができる。

注4) 戦後の生活改善運動を推進する動きは、農業改良助長法に基づくもの以外に、農協婦人部によるものや地域婦人会を主要な担い手とする新生活運動によるものがあった。この点については、辻[28]を参照のこと。また、北海道の農業技術の普及事業についてまとめたものに七戸[24]がある。

注5) 土田トモエさんについては、三栖[13]がある。ここでは同書に収められている土田トモエさんの手記部分(5～23頁)を主に参照した。

注6) 実際には、最初に「主人達」が声を掛けたのは地域の婦人会であった。しかし、婦人会の理解を得られず頓挫しそうになったため、何とかしたいという2、3人の女性が、まず1955年1月に主婦38人で大谷地婦人貯蓄組合を結成し、そこから1956年3月の生活改善グループの結成につなげていった。このように当時の農村には他にも地域婦人会や農協婦人部などの女性の組織が存在したため、新たに生活改善グループを結成するにあたって組織間で軋轢が生じる場合もあった。

本州については、農協婦人部の結成の際、地域婦人部との対立が生じた事例が中間[18]に紹介されている。北海道に関しては、1960年代前半に、「農協婦人部の結成が相次ぎ、当初、生活改良普及員が育成したグループは、組織的に農協婦人部の中に組み込まれていたケースが多い。」という河合[10]の指摘がある。

Ⅲ 第Ⅱ期：1960年代半ばから1970年代前半一貧しさからの脱却と活動分野の広がリー

1. 商品生活の浸透と農家生活の変容

第Ⅱ期は、戦後直後の貧しさから徐々に脱却するとともに生活改良普及員の活動分野が拡大していく時期にあたる。北海道の農村が豊かさを享受できるようになるのは1960年代に入ってからであり、1960～63年の豊作により多少なりとも経済的ゆとりが生まれてくる。もちろん地域差はあり、まだまだ厳しい生活を強いられている地域もあった。

表3は、全国統計だが農家生活にも冷蔵庫、カラーテレビ、乗用車などが次第に普及していくことがわかる。生活が便利になるとともに、農家生活も消費経済に巻き込まれていく。農業分野で機械化・化学化が進展する一方で、都市部への労働力の流出が進み農繁期中心に労働力不足が深刻化していく。第Ⅱ期の後半には嫁不足という問題も登場する。

表3 耐久消費財の普及状況の推移(全国)

(単位：%)

区 分	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年
電気冷蔵庫	農家 36.6	87.7	97.6	99.0	99.7
	勤労者世帯 69.1	93.9	98.2	99.4	99.6
カラーテレビ	農家 0.4	31.1	91.5	98.2	100.0
	勤労者世帯 0.2	42.4	94.7	98.5	99.0
乗用車	農家 8.7	30.0	57.6	76.4	78.4
	勤労者世帯 9.0	23.3	41.7	57.6	67.2
ルームエアコン	農家 0.4	1.0	5.5	17.3	23.7
	勤労者世帯 1.0	5.5	19.1	44.7	52.4

資料：農家農村生活問題研究会『農家農村生活便覧』1986年

2. 普及事業の体制強化

普及事業に関しては、第Ⅱ期は組織体制の強化が進む時代である。1962年には、生活改善青少年係から生活改善係として独立し、同時に小地区体制(234～215地区)から中地区体制(180地区)へ移行し(表4)、生活改善専門技術員^{注7)}が3人から4人へ、生活改良普及員も1967年には180人(最大)に増員される(前掲表1)^{注8)}。また、新た

に漁家に対する対策が講じられ、4人の漁家担当（通称“漁担”）が配置される。1972年に北海道庁から出された「普及員の活動の充実強化」に関する文書には、①健康をめざす生産と生活の調和、および②農家及び農村地域の生活環境の整備が強調された。

表4 普及所数・駐在数・配置定数の推移

	普及所数	駐在数	配置定数	組織体制
1949年	241	-	346	小地区体制
1958年	215	-	852	中地区体制
1965年	180	-	-	
1970年	60	108	983	広域体制
1977年	60	78	983	
1992年	60	51	946	
1999年	57	20	928	
2000年	56	18	898	
2001年	56	6	856	
2006年	48	分室 5	777	
2010年	48	分室 4	674	
2013年	48	分室 3	652	
2014年	48	分室 3	637	
2015年	48	分室 1	615	
2016年	45	-	616	

資料：北海道農政部技術普及課「北海道の普及事業の概要」
2019年6月1日

3. 農村社会における新たな問題の登場

先にみたように農村社会を取り巻く環境が大きな変化を遂げるなかで、新たな課題が浮上してくる。1つは、商品経済への対応についてである。農業生産と生活の両面で商品経済の比重が増してくると、日々の暮らしにおいて現金の必要性も増し、それに伴って農業所得をいかに計画的に支出していくのかということが重要になってくる。また、食生活に関しても、(半)加工品やスナック菓子が浸透してくると、健康への影響などが問題視されるようになる。

さらに、「農夫(婦)症」と呼ばれる労働過重の問題が注目を集めるのもこの時期の特徴である。農夫(婦)症とは、長い年月(10～20年以上)にわたる農作業により疲労が固定化した状態、すなわち慢性疲労の状態をいう。これ自体は疾病というわけではなく、具体的な症状としては、五大症状(①手足のしびれ、②肩こり、③腰痛、④夜尿、

⑤息切れ)、十大症状(①肩こり、②頭痛およびめまい、③腰痛、④全身のだるさ、⑤息切れ、⑥冷え性、⑦頻尿、⑧上肢のしびれと痛み、⑨下肢のしびれと痛み、⑩胃部の苦しさと張り)が特徴とされる。女性は男性の約2倍と多く、複合的な農業よりも単作農家に多いという傾向が指摘されている。農夫(婦)症に関しては、『農家の友』の1963年9月号、1964年7月号、1967年8月号で取り上げられており、この時期の大きな関心事であったことがわかる。また、ビニール・ハウスの普及に伴って「ハウス病」が登場した時期でもある。この時期の機械化・化学化は、労働軽減にはストレートに結びついていなかった。

4. 生活改良普及員の取り組み

以上のような事態の進展を受けて、生活改良普及員の活動もその対策に向けて展開されていく。

1つは、「家庭管理」ということが強く奨励されるようになる。「家庭管理」とは、消費生活管理、労働管理、健康管理、食生活管理、生活時間の管理、中長期的な生活設計など、生活を総合的に管理することを指す。妻として母として、家族員の食事、労働、家計などをきちんと管理することで、農夫(婦)症や消費生活へしっかり対応していくことが求められた^{注9)}。

もう1つ奨励されたことは、家事労働の社会化の取り組みである。生活用品の共同購入に始まり、農繁期の季節保育所の開設も進められた。『農家の友』1971年7月号には、茅部地区農業改良普及所(当時：森町、砂原町、鹿部村、南茅部村)管内において、1966年4月に結成された森町駒ヶ岳若妻グループ(22名)の活動^{注10)}により季節保育所が開所された事例が紹介されている。開所までにはいくつものハードルがあり、町長へのハガキ送付や開設賛同の署名運動に取り組んだ彼女たちの活動に対して、「今の若妻は生意気だ」という批判もあったことが記されている。

また、家事労働の社会化として、もっとも大きかったのは農繁期の共同炊事の実施であった。これは農作業の共同化の動きとセットになったもので、例えば、『農家の友』1967年8月号には、1963年に4戸の農家で結成された江部乙町豊生産組合（農事組合法人）で、共同炊事に取り組んだ事例が紹介されている。共同炊事を取り入れた理由は、農作業の能率化、主婦労働の軽減、食生活の充実などで、献立づくりは生活改良普及員が担当し、食事づくりのためには賄婦が雇われていた。また規模の大きい取り組みもあり、空知北部地区農業改良普及所管内では、春の農繁期に、13集団、参加戸数165戸で、平均作業日数で15.5日間の共同炊事に取り組んでいる（『農家の友』1971年10月号）。目的は、農繁期の栄養摂取、食費の節約、炊事時間の軽減、睡眠時間の確保におかれていた。この時の食事の提供総数は、間食（おやつ）が22,712食、昼食が11,844食、夕食が4,263食と、かなりの数にのぼっている。献立づくりや食材の確保、および賄婦の手配などで、春先から生活改良普及員と共同作業の責任者（男性）の間で打ち合わせが行われ、終了まで相当な緊張が強いられる大変な作業であったという^{注11)}。また、秋の農繁期に共同炊事を取り入れるところもあった。

以上のように、第Ⅱ期は、普及事業の体制強化が図られる一方で、労働力不足、労働過重、消費生活の浸透という現実が進行し、それらへ対応していくなかで生活改良普及員の活動領域が広がっていった時期である。それゆえ第Ⅰ期同様に生活改良普及員の存在意義は明解であった。とはいえ、すでにこの期の初期に、生活改良普及員不要論が登場していたことも事実である。1964年に生活改良普及員になったK Yさんによると、K Yさんが就職したその年に北海道では生改不要論が新聞紙上で取り上げられたという。農家の生活水準が上がったこともあり、“なぜ個人の問題（＝生活）に首を突っ込むのか”といったことが不要論の主な

理由であった。また、『農家の友』1968年12月号にも、「今農村は表面的には生活改善がなされたかのような錯覚で見られ、又事実生改の不要論も出ている」という記述があり、加えてグループ活動が低調になってきているといった指摘も見られる。こうした生活改良普及員不要論は、次の第Ⅲ期にさらに強まっていく。

注7）専門技術員（通称“専技”）とは、現場で活動する普及員が働きやすいように指導援助する人である。主な任務は、①普及員の指導、②他機関との連携、③調査および普及効果のまとめ、④普及現場と県行政のパイプ役を担うことである。

注8）農業改良普及員定数の最大は1970年の886である。

注9）手元に納内農業協同組合と空知北部地区農業改良普及所が編集した『わが家のくらしを考える家庭管理ノート』がある。1990年頃のもので何回も改訂されたものと思われるが、22項目に付表も加えるとB5判で45頁にもおよぶ冊子となっている。

参考までにその目次を以下にあげておく。

「1. ダイアルメモと各種番号のおぼえ、2. わが家の系図、3. 先祖の法事、4. 家族の経歴、5. わが家の生活史、6. くらしの青写真（長期生活設計）、7. くらしのカレンダー（短期生活設計）、8. 農業経営のうつりかわり、9. わが家の家計費のうつりかわり、10. わが家の土地のようす、11. 住宅、建物、諸施設のようす、12. 農機具や自動車のようす、13. 耐久消費財のおぼえ、14. 賃借のおぼえ、15. 定期預金、有価証券のおぼえ、16. 保険、共済のひかえ、17. 国民年金、厚生年金のひかえ、18. 農業者年金のひかえ、19. 税金、その他の負担金、20. 財産譲渡、相続処分のひかえ、21. 貴重品のひかえ、22. おもな親せき・知人

のおぼえ、23. わが家の農産加工品、附表」。実際にどれほど活用されたのかはともかく、タテ（歴史的）にもヨコ（生活全般）にも幅広い内容が収められており、「家庭管理」という名目で女性農業者に期待されていたものが実に大きなものであったことがわかる。

注10) 若妻会は、1960年代前半に全道各地に誕生したとされる（『農家の友』1969年2月号、70頁）。

注11) 2018年5月18日にインタビューを行ったKMさんは、空知管内で約20年にわたり共同炊事の指導を行ったという。春先に農協の営農の人と一緒に集落に出向き、献立や1食当たりの経費など共同炊事の打ち合わせを行ったが、相手はいつも男性であったという。KMさんは同時に5ヵ所を担当していた時もあり、献立を作成し、材料を手配し、賄婦を指導し、確実に食事を提供するという一連の作業はとても大変な上に、献立や味に対するクレームもあり、精神的に辛い面もあったという。

Ⅳ 第Ⅲ期：1970年代後半から1990年代前半—生活改良普及員不要論との闘い—

1. 農業情勢の変化と生活改良普及活動への影響

第Ⅲ期になると農業を取り巻く状況の厳しさが増す。減反が始まり次第に強化されるようになり、農産物の輸入自由化の動きも本格化する。それとともに農家の減少が加速化し、過疎化・高齢化が進む^{注12)}。さらに、次の2つの政策が生活改良普及員の活動に影響を及ぼしていく。1つは、全国的に地域農業・環境整備が奨励されるようになり、北海道でも1979年から農村環境整備促進事業がスタートする。この動きを受けて生活改良普及員の活動が家庭から地域へと広がりをみせるようになる。もう1つは、1975年の国際婦人世界会議を契機とする女性の地位向上に関する世界的流れが、

次第に日本の農政にも影響を及ぼすようになってくる。1977年の「国内行動計画」のなかには、「農山漁村婦人の生産活動への参加の著しい進展に即応して、生産と生活の向上およびその調和を図る」ことが盛り込まれる。この動きが具体的に農村社会にまで及ぶのは第Ⅲ期の後半に入ってからであるが、北海道でも取り組みは確実に広がっていく。

2. 普及事業体制の縮小化の進展

まず、第Ⅲ期の普及事業体制について確認しておく。農業を取り巻く情勢が厳しくなるなかで、第Ⅲ期には普及事業全体の縮小が進む。1970年に中地区体制から広域体制に移行し、農業改良普及所は180から60と3分の1になる。広域体制に移行した当初は、それを補完する駐在が全道に108存在したが、その後どんどん減られ1992年には51となる（前掲表4）。それに伴い生活改良普及員の配置数の減少が進み、1980年の179人から1992年の148人へ31人減（△17.3%）となる（表5）。この背景には生活改良普及員不要論の強まりがあった^{注13)}。

表5 生活改良普及員数の推移

	生活改良普及員数
1980年	179 人
1981年	178
1982年	180
1983年	177
1984年	178
1985年	174
1986年	175
1987年	166
1988年	161
1989年	158
1990年	165
1991年	156
1992年	148

資料：普及センター提供資料

注：各年度4月1日現在の配置数

3. 生活改良普及員活動の変化

以上のような逆風が吹くなかで、生活改良普及員が第Ⅲ期に取り組んだ主な活動は、①農村生活環境整備の推進、②家族経営協定の締結奨励、③女性のエンパワーメント活動の推進の3つである。1つ目は、道の農村環境整備促進事業に対応したもので、生活改良普及員の活動が、次第に家庭から地域へと比重を移し、地域社会・コミュニティとの関わりを重視するようになったことを意味する。2つめの家族経営協定は、もともと親世代から子世代への経営継承を促すことが主目的だったが、1980年代になると家族経営における女性の地位の明確化のためのツールとしても注目されるようになり、積極的な導入が図られた。3つめは、女性グループによる農産物加工や直売所経営に繋がる流れを形成していく。この時期に始まる減反政策による転作作物の導入は、農産物加工という点では、後に見るように女性の活動に大きな影響を及ぼしていく。

このような活動の変化については、元生活改良普及員KMさんの業務内容の変化によく表れてい

る(表6)。KMさんは1973年6月に21歳で生活改良普及員になり、その後2017年3月に65歳で退職するまでの44年間普及活動に関わってきた女性である。空知北部農業改良普及所および普及センター時代が長く^{注14)}、第Ⅲ期の間の職場異動はない。これを見ると第Ⅲ期の前半(1973年～80年)は第Ⅱ期の課題を引き継いでいることがわかる。20年間ほど続いたという春の共同炊事の巡回指導はこの期も行われている。住宅改善にも取り組んでいるが、この段階は戦後間もない頃と異なり、ワンランク上の改善が目指された。農家経営改善のために、女性の労働軽減を目的として、男性より「30分早くあがり、30分遅く田畑に出る」ことを奨励する活動も展開されている。また、農産物の加工にも取り組んでいるが、この段階はまだ自給用の加工品の質向上をめざす段階にあった。

それが第Ⅲ期の後半(1981～1995年代前半)になると自給用を超えた加工が始まる。JA単位で共同加工施設の建設が進められるが、その際、共同炊事に使っていた施設の有効活用も行われる。そうした施設を使ってグループでトマトジュース、

表6 元生活改良普及員KMさんの業務内容の変化

	期間	機関名	職名	主な業務内容
第Ⅲ期	1973年6月～1980年3月	空知北部農業改良普及所	生活改良普及員	1. 春の共同炊事に対する巡回指導 2. 自給物の質向上と貯蔵技術に関する普及活動 3. 個人住宅環境改善、台所改善、風呂場改善、簡易ゴミ焼却炉製作 4. 魅力ある農家経営推進のための就業条件整備(30分早上がり30分遅出など) 5. 家計簿記帳グループ支援
	1980年4月～1986年3月			1. 自給物の有効利用と加工の推進 2. 共同炊事場を活用したトマトジュース、豆腐、味噌づくり支援 3. 農村生活環境整備の推進、地域会館花壇整備、花いっぱい運動、フラワーロード共同作業支援
	1986年4月～1994年3月	空知北部農業改良センター	専門普及員	1. 農産物の付加価値向上をめざすグループの育成 2. トマトジュース、メロンの漬物加工、味噌、麴、三升漬けなどの製造・販売 3. 農村環境整備の推進、生活道路生活雑排水処理改善、合併浄化槽設置推進 4. 魅力ある農家経営推進のための条件整備(家族経営協定締結81戸) 5. 女性の経営参画や就業条件整備による地域ぐるみの協議
第Ⅳ期	1994年4月～1997年3月			1. 農村女性の起業に向けて、朝市グループの育成と朝市活動の定着化支援 2. 地域集落共同作業、路肩の草刈り支援、コスモスロードづくり支援
	1997年4月～2002年3月	雨竜西部地区農業改良普及センター	専門普及員	1. 共同加工施設の利用推進と地域農産物(転作物)の有効利用支援 2. 転作大豆で味噌づくり、米粉の活用団子販売、野菜直売グループの育成 3. 農村景観づくりと都市農村交流の推進 4. 交流できる集落ビジョンづくりの検討支援
	2002年4月～2004年3月	旭川地区農業改良普及センター	専門普及員	1. 農村女性起業グループ(加工販売)の育成支援 2. 直売活動の充実、消費者交流の支援 3. 農村景観づくりと農村交流のための旭川市景観づくり事業指針支援 4. 都市農村交流に向けての協議、及び組織育成
	2004年4月～2005年3月	上川中部地区農業改良普及センター	指導主任	1. 直売・宅配の消費者向け、農業農村をPR・情報発信 2. 経営評価に向けた農産加工品目の検討支援
	2005年4月～2017年3月	空知農業改良普及センター 空知南西部支部	専門普及指導員	1. 農産加工販売から六次産業化に向けてのアプローチを支援 2. 加工品の有利販売についての情報提供、直売所の運営支援 3. グリーンツーリズムのための研修会や情報交換会の支援 4. 工業試験場と連携し、アシストスーツの着用体験の実施・支援

資料：元生活改良普及員KMさんからの提供資料を加筆修正

味噌、漬物などが作られ、自家用以外の余った加工品については、農産まつりのようなイベントで販売されるようになる。直売所も少しずつ広がり始める^{注15)}。さらに1980年代後半に入ると農産物の付加価値向上を目指すグループの育成が目指されるようになる。また、農村生活環境整備として、生活道路・生活雑排水処理の改善や合併浄化槽の設置に取り組んでいるほか、家族経営協定の締結も推進している。KMさんによると役場の担当職員の協力もあって家族経営協定を1年間で81件締結し、表彰されたこともあったという。

以上のように第Ⅲ期は、生活改良普及員不要論と闘いながら多様な活動に取り組んだ時代であった。それはある意味で生活改良普及員の存在意義を示すための活動でもあった。しかし、第Ⅳ期になると普及事業はさらに大きな転機を迎えることになる。

注12) この時期の農家・農村の変化について、詳しくは柳村・小内[29]を参照のこと。

注13) 2016年の日本農村生活学会の座談会において話題提供を行った岐阜県の元生活改良普及員の報告のタイトルは、「農産加工から農村女性起業へー生活普及と不要論と戦って」となっている。彼女は1971～2006年の間、生活改良普及員の職にあったが、「私が普及員として働いた35年間は、生改不要論がますます強くなっていく時代でした」と語っている。日本農村生活学会[20]の18-22頁参照のこと。

注14) 農業改良普及所は、1986年に農業改良普及センターに名称を変更している。

注15) 現在、南幌温泉の駐車場にある「みどり会」による直売所は1984年にスタートしている。道内の直売所の草分け的存在と言われており、転作野菜の販売のほか、三升漬けやジャムなど加工品も販売している。

V 第Ⅳ期：1990年代前半から現在一実績の継承と断絶一

1. 制度改正と生活改良普及員制度の終了

1990年代前半から現在までの第Ⅳ期には、農業面では規模拡大が進む一方で、農家数の減少はさらに進み、限界集落、買物難民、医療難民などの言葉が生まれ、高齢化の進展に伴う介護問題が急浮上してくる^{注16)}。

普及事業に関しては、1990年代前半に大きな改革が行われる。まず、1990年に農林水産省農産園芸局（当時）にあった生活改善課が廃止され婦人・生活課が新設される。それに伴い生活改良普及員の仕事に4部門制が導入される。4部門とは、①農業労働の改善、②農家経営の安定化、③地域農産物の利活用、④農村生活環境整備であり、生活改良普及員はいずれか1つの部門に所属することになる。そこには特定分野の専門性を高めることで生改不要論に対抗しようという意図があった。それ以前も生活改良普及員それぞれに得意分野はあったが、あくまでも生活全体に目配りし、課題を発見し、解決の方向へ導くということが活動の基本であったから、これはその活動スタイルを変える大きな改革であった。

さらに1991年には、農業改良普及員と生活改良普及員が改良普及員に一本化され、以後生活改良普及員としての採用枠はなくなっていく。ついで2004年に、農業改良助長法が改正され、専門技術員と改良普及員が普及指導員に一本化されるとともに、農業改良普及センターの設置義務要件が廃止され、2006年には農林水産省の協同農業普及事業交付金の一部(146億円)が一般財源化される^{注17)}。明らかに農政における位置づけが低下していくことがわかる。

前掲表4で普及所数と普及指導員数の推移をみると、2016年段階で普及センター45、普及指導員616人に縮小されている。また、協同農業普及事

業交付金の推移をみると(表7)、事業交付金の一部が一般財源化されたことにより、道への配分額は2005年から2006年にかけて約22億円から3億6500万円に激減している。道の事業費も当初こそ60億円を維持しているが、2018年には約45億円まで減額されている。また、先の4部門制は生活改良普及員の呼称の廃止とともになくなり、その後は、普及指導員全員が、8つの専門項目(稲作、畑作、野菜、花き、果樹、乳牛、飼料作物、肉用牛)のうち1つと4つの作物横断項目(①土壌・肥料、②植物・作物保護、③高付加価値化、④経営・労働)のうち1つを担当し、それぞれの専門分野から「総合課題」に取り組むという体制が取られるようになる。こうした一連の改革で生活改良普及員制度は完全に終わりを告げることになる。

表7 協同農業普及事業交付金の推移

(単位:百万円、%)

	国の交付金 総額	道への 配分額	交付金に 占める道への 配分額の比率	道の事業費	道の事業費に 占める国の 交付金比率
2005年	21,812	2,191	10.0	6,839	32.0
2006年	3,597	365	10.1	6,526	5.6
2007年	3,597	370	10.3	6,220	5.9
2008年	3,597	365	10.1	5,437	6.7
2009年	3,597	375	10.4	5,257	7.1
2010年	3,597	393	10.9	4,957	7.9
2011年	3,234	351	10.9	5,038	7.0
2012年	2,706	302	11.2	4,979	6.1
2013年	2,435	280	11.5	4,696	6.0
2014年	2,409	272	11.3	4,817	5.6
2015年	2,409	268	11.1	4,673	5.7
2016年	2,409	268	11.1	4,643	5.8
2017年	2,409	274	11.4	4,455	6.2
2018年	2,409	275	11.4	4,463	6.2

資料:北海道農政部技術普及課「北海道の普及事業の概要」

2. “旧生改さん”による活動スタイルの継承

ただし制度が変わったからといってすぐにすべてが変わるわけではない。普及指導員に一本化される前に採用され、生活改良普及員としての活動を比較的長く経験してきた人たちは、従来の蓄積のうえに活動を継続していく。彼女たちは、“旧生改さん”と呼ばれており、先のKMさんもその1人である。前掲表6で第Ⅳ期のKMさんの活動をみてみよう。第Ⅳ期になると、農産物加工や直売の推進が活動のなかでさらに大きな位置を占め

ようになる。しかも、「農産加工販売から六次産業化に向けたアプローチを支援」とあるように、女性起業の位置づけがより高まっていることがわかる。女性の起業を念頭においた所得向上と地域活性化が目指されている^(注18)。北海道が1994～1996年に農村女性起業化支援事業、1997～2000年に農村女性エンパワーメント事業を推進しており、これはその動きを受けてのものである。

他には、農村景観づくりやグリーンツーリズムなど都市農村交流の支援の活動にも力を入れている。また、KMさんは、定年間近の時期に、工業試験場と連携してアシストスーツの着用体験の実施・支援の活動を行い、成果を収めている。活動内容はさらに多様化している。

3. 女性農業者のネットワーク活動の形成

さらに、第Ⅳ期には、道内の女性農業者のネットワーク活動が推進され、2007年に“マンマのネットワーク”、2008年に“きたひとネット”が立ち上がり、2010年代になると、“SAKURA会”、“LINKS”、“はらぺ娘”など、若い世代のネットワークが結成されていく。この端緒を作ったのも“旧生改さん”であった。

その始まりは、第Ⅲ期の終わりの1988年に行われた「第1回 農村フェスティバル」という事業まで遡る。これは生活改善の学習グループの全道交流会として始まり、第8回からは北海道の事業となったものである。2000年度まで13回開催され、最終年度には全道から1,177名が参加し、大きな盛り上がりを見せた。これを引き継いだのが2001年から2004年まで行われた「“まち”と“むら”のおかみさん交流促進事業」である。これは旅館や商店の女性経営者との交流等を通じて女性農業者の活動の強化を図ることを目的としていたもので、農村女性グループも運営に主体的に関わった。それは事業終了後の「自立」を念頭においた取り組みでもあった。

この事業終了後、北海道では2005年から2007年に女性農業者ネットワーク支援事業を実施し、女性農業者のネットワーク活動の「自立化」を促していく。その結果誕生したのが、先の女性農業者のグループである。このように現在の女性農業者による活発なネットワーク活動の端緒は、生活改善の学習グループの全道交流会にあった^{注19)}。

4. 活動スタイルの継承と断絶

第Ⅳ期に行われた以上のような活動は、経験豊富で蓄積がある“旧生改さん”だからできたことであった。新制度の下で採用された場合、担当分野（専門項目＋作物横断項目）の専門家となり、「総合課題」に専門分野を担当するスタッフとして参加するという活動スタイルに変わってしまう。そのため、第Ⅰ期から行われてきた生活課題をトータルに把握し、時間をかけて課題に取り組んでいくような活動や新しいグループを育成する活動はできなくなる。近年は国や道からすぐに目に見える指導実績を出すことが求められるようになっており、そのこともじっくり育てるような活動を難しくしている。実践を通じて先輩から後輩へ受け継がれてきた活動スタイルの継承がなされないまま、生活改良普及員制度が無くなって30年近くが経過する中で、次々と“旧生改さん”が引退しており、その活動スタイルは完全に“消滅”してしまう段階に立ち至っている。

注16) この時期の農家・農村の変化について、詳しくは柳村・小内[29]を参照のこと。

注17) 以上の一連の制度改革については市田[9]の38-39頁を参考にした。

注18) ただし、この時期になると、北海道でもグループ経営が減り、個人による経営が増える傾向がみられる。北海道農政部農業経営課による「農村女性による起業活動実態調査の結果（北海道）」を参照のこと。

注19) 北海道の女性農業者については、小内[21]、小内[22]を参照のこと。

VI まとめ

以上、普及事業の開始から現在までの活動について見てきた。最後に、これまでの分析を通じて明らかになった点を指摘し、冒頭に提起した2つの課題に対する考察を行う。

第1の課題は、戦後、生活改良普及員が北海道農村社会で担ってきた役割について検証することであった。それに関しては以下の4点を指摘することができる。

第1に、生活改善運動では、その始まりから「理念」や活動の仕方において、それまでの農村社会にあった活動とは異なるスタイルが目指されてきた点である。「考える農民」の育成、主体性の重視、グループの育成などを重視する活動スタイルは、少なくとも“旧生改さん”の段階までは、北海道の農村社会において脈々と引き継がれてきていた。その活動が農村の生活水準の向上や女性の地位向上に貢献してきたことは間違いない。

第2に、とりわけ食生活改善から始まった流れが、現在の六次産業化に続く流れを作り出す1つの大きな力になってきた点は評価できる。第Ⅰ期には、あまりにも貧困な食事を少しでも豊かにするために自家用野菜の栽培を奨励し、冬場の栄養確保のために保存食の普及に力を入れてきた。それがやがて自家用加工＋余剰農産物を販売するという段階を経て、農家の所得向上のための直売所の設置や販売目的の加工に繋がっていく。近年では六次産業化や地域活性化とも結びつけて語られており、重要性は増している。

第3に、生活改善グループの育成からスタートし、実践発表会の段階を経て、やがて全道の女性のネットワーク活動の形成を促していった点も評価できる。それを通じて女性のエンパワーメント

に間違いなく貢献してきた。ジェンダーの視点で見ると、生活改良普及員の活動はエコロジカル・フェミニズムの傾向が強く、生産は男性、生活は女性という性別役割分担を固定してしまう面を持っていたと言われる^{注20)}。ただ歴史を振り返れば、生活の分野で女性グループが共同して取り組んできたからこそ力を蓄えることができたことも間違いない。それは、現在の農業を職業として選択する女性農業者や若い世代の農業女子の登場につながってきた面がある。

また、少なくとも男性が農業改良普及員、女性が生活改良普及員という性別役割分担は^{注21)}、1991年に農業改良普及員と生活改良普及員が改良普及員に一本化されることで制度上は消滅している。この一本化により現状では「生活（改善）」という視点は後景に退いてしまった感がある。しかし、農村社会は、徳野[27]が指摘するように<モノ>や<カネ>の経済的原理と<ヒト>や<クラン>の生命・生活原理が連動して動いている「場所」である。それゆえに、いまいちど「総合課題」の中に生活の視点を組み込み、男女を問わず協力して農村社会が抱える課題に取り組む体制を構築することが求められる段階にあるとみることもできる。

第4に、ただし生活改良普及員不要論との闘いが先鋭化する第Ⅲ期に、生活改良普及員の活動スタイルが少し変わったのではないと思われる点がある。不要論に対抗するためには存在意義を証明する必要があり、取り組む課題もどちらかというと外部から求められる課題（政策課題）への対応が中心になっていく。当時は、政策的に地域の環境整備や女性の社会参画が重視されており、生活改良普及員の活動もそちらに重点を移していく。第Ⅲ期は、北海道において過疎化や高齢化が進み、農村社会のなかに新たな生活課題が登場し、深刻化してきた時代でもあった。もし従来通り生活全体に目配りしながら課題を抽出し、解決策を検討

していくという姿勢を貫いていたならば、もう少し過疎化や高齢化に対する問題が重要課題として取り上げられたのではないかと考える。

本論の2つ目の課題は、1990年代前半に生活改良普及員制度が廃止されることによって農村社会が失ったものは何であったかを明らかにすることであった。実際、「旧生改さん」が総引退する時期が近づいており、現状ではこれまでの活動スタイルの継承は難しい状況にある。2016年の日本農村生活学会の座談会において、栃木県の元生活改良普及員が、「生活改善事業活動のすごさは、何もないところから現場に入り、そこで人の生活や地域社会の実態を把握し、全体を組み立て、課題解決を行うという技能と、忍耐力に長けている点にある。」と述べている。生活課題をトータルに把握し、女性自身による主体的な活動により解決の道を“共”の力で乗り越えることをサポートする能力である。この座談会の座長を務めていた中島紀一氏は、こうした機能を担っていた生活改良普及員を「コミュニティオルガナイザー」と評しているが^{注22)}、私もこの指摘には強く共感する。

それではこうした人材は現在必要とされていないのであろうか。答えは否である。むしろ農村社会において、現在、非常に必要とされている人材である。今日、地方が疲弊する中で、「コミュニティオルガナイザー」のようなマンパワーを外部から導入しようとする動きがみられる。例えば、2001年に国土交通省が地域振興アドバイザー事業を、また2004年に総務省がふるさと財団と連携して地域再生マネージャー事業を開始している。いずれも「コミュニティオルガナイザー」的な人材を必要とする地域に派遣する制度である。

ただこうした制度の下でコミュニティをオーガナイズする作業は必ずしもうまくいっている訳ではない。なぜなら外部の人間がコミュニティに入り込み、オーガナイズする作業はそれほど簡単なことではないからである。その方法を長い年月を

かけて蓄積してきたのが生活改良普及員の人たちだったことがこれまでの分析から明らかになった。その蓄積をきちんと引き継ぐことができないまま、終わりを迎えようとしているのが現段階である。冒頭に述べた2つ目の課題である「生活改良普及員制度がなくなることで失ったものは何か」という問いに対する答えはこの点にある。この現実を受け止め、今後の対応を考えることが現在の重要な課題といえよう。

注20) 例えば、大門[23]の44頁参照のこと。

注21) 北海道の場合、過去に数名ではあるが男性の生活改良普及員が誕生したことがあるという。ただし、短期間で農業改良普及員へ異動しており、長期間にわたり生活改良普及員として活動した男性は皆無である。

注22) 中島[14]を参照のこと。

引用文献

- [1] 阿久津加居「栃木県における生活改善普及事業の展開」川嶋良一監修・日本農村生活研究会編『農村生活研究の軌跡と展望』、筑波書房、pp.116-134、1993。
- [2] 天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位 男女平等の生活文化の創造へ』、ドメス出版、2001。
- [3] 北海道農務部農業改良課『北海道の普及事業－農業改良普及事業10周年－』、1959。
- [4] 北海道農務部農業改良普及課『北海道の普及事業－農業改良普及事業20周年－』、1969。
- [5] 北海道農業改良普及協会『普及の風雪30年 北海道農業改良事業30周年記念誌』、1979。
- [6] 市田（岩田）知子「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』49(2)、pp.1-63、1995。
- [7] 市田（岩田）知子「生活改善普及事業に見るジェンダー観－成立期から現在まで－」『年報 村落社会研究』31、農山漁村文化協会、pp.111-134、1995。
- [8] 市田（岩田）知子「戦後改革期と農村女性－山口県における生活改善普及事業の展開を手懸かりに－」『村落社会研究』第8巻1号、pp.24-35、2001。
- [9] 市田知子「生活関係の普及から学ぶこと」日本農村生活学会『農村生活研究』第60巻第1号、pp.38-39、2017。
- [10] 河合知子「都市農業における生活改善普及事業の意義に関する研究」『社会教育研究』5、pp.82-92、1984。
- [11] 菊池義輝「1950－60年代における農業改良普及事業と農家家族－埼玉県を例に－(1)」『横浜国際社会科学研究所』第15巻第1・2号、pp.47-64、2010。
- [12] 菊池義輝「1950－60年代における農業改良普及事業と農家家族－埼玉県を例に－(2)」『横浜国際社会科学研究所』第15巻第4号、pp.47-57、2010。
- [13] 三栖達夫編著『土田トモエさんの開拓地を歩いて30年 標茶町生活改良普及員の記録』、1996。
- [14] 中島紀一「コミュニティオルガナイザーとしての生改活動－座談会を終えて、座長の胸に響いたこと－」日本農村生活学会『農村生活研究』第60巻第1号、pp.36-37、2017。
- [15] 中間由紀子・内田和義・伊藤康宏「生活改善実行グループと婦人会－鳥取県を事例に－」『農村生活研究』第52巻第1号、pp.12-21、2008。
- [16] 中間由紀子・内田和義「戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会－島根県を事例に－」『農林業問題研究』第174号、pp.108-113、2009。
- [17] 中間由紀子・内田和義「生活改善普及事業の理念と実態－山口県を事例に－」『農林業問題研究』第178号、pp.1-13、2010。
- [18] 中間由紀子「農協婦人部の活動と女性の地

- 位向上に関する研究－岩手県を事例に－」日本農業研究所研究報告『農業研究』第25号、pp.291-306、2012。
- [19] 中間由紀子・内田和義「戦後東北地方における生活改善普及事業－農林省の基本方針に対する青森県の対応－」『農林業問題研究』第51巻第1号、pp.44-49、2015。
- [20] 日本農村生活学会「特集 生活改良普及員の実践を改めて問い直す」『農村生活研究』第60巻第1号、pp.1-57、2017。
- [21] 小内純子「北海道農村のジェンダー環境と女性農業者のとりくみ」札幌女性問題研究会編『北海道社会とジェンダー』、明石書店、pp.30-49、2013。
- [22] 小内純子「どうやって『壁』を乗り越えていくのか？－北海道における女性農業者の来し方と行く末－」日本農村生活学会『農村生活研究』第62巻第1号、pp.28-31、2019。
- [23] 大門正克「農村における主体形成－戦前から戦後へ－」田代洋一編『日本農村の主体形成』、筑波書房、pp.13-53、2004。
- [24] 七戸長生「農業技術・普及政策の素描」農政史研究会編『戦後北海道農政史』、農山漁村文化協会、pp.637-655、1976。
- [25] 庄司俊作「戦後山間地における生活改善運動と農村女性の自立－京都府美山町の『高度成長』と生活改善実行グループ－」同志社大学『社会科学』56、pp.145-182、1996。
- [26] 田部浩子「生活改善普及事業の変遷」川嶋良一監修・日本農村生活研究会編『農村生活研究の軌跡と展望』筑波書房、pp.100-115、1993。
- [27] 徳野貞雄『生活農業論 現代日本のヒトと「食と農」』、学文社、2011。
- [28] 辻智子「農村の『生活改善』と女性－1945～1960年－」お茶の水女子大学『人間発達研究』21、pp.45-54、1998。
- [29] 柳村俊介・小内純子編著『北海道農村社会のゆくえ－農事組合型農村社会の変容と近未来像－』、農林統計出版、2019。

(2020年7月20日受理)